

「旧ニューシティ・モーゲージ株式会社よりお借入れのローン」を
ご契約の皆さまへ（お知らせ）

2021 年 10 月 15 日

「旧ニューシティ・モーゲージ株式会社よりお借入れのローン（以下、「NCM ローン」という）」の基準金利となっておりました LIBOR（※1）の公表停止に関連し、該当のお客さまには 2020 年 10 月 27 日付（事前のお知らせ）及び 2021 年 4 月 12 日付（移行日延期のお知らせ）にてお伝えいたしました参照金利（※2）の「（調整）長期プライムレート（※4）」への移行につきまして、2021 年 9 月 29 日付での移行を完了しましたのでご連絡申し上げます。

ご不明点等は、お気軽に下記フリーダイヤルもしくは e メールにてお問い合わせください。引き続き東京スター銀行をご愛顧いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

記

対象のお客さま：「NCM ローン」をご契約のお客さま
送付書面：「ローン参照金利変更について（後継金利移行のお知らせ）」

※次ページ以降をご参照ください。

送付予定日：2021 年 11 月上旬以降

<本件に関するお問い合わせ先>

■ お電話でのお問い合わせ先はこちら

東京スター銀行個人ローン事務部 0120-17-0668（受付時間：平日 9:00～17:00）

※お問い合わせ番号：G02をオペレーターへお伝えください。

■ 弊社ホームページからのお問い合わせはこちら

<https://www.tokyostarbank.co.jp/contact/inquiry.html>

※「NCM ローン参照金利変更に関して」と明記ください。

※回答にお時間をいただく場合がございます。あらかじめご了承ください。

最終の金利移行についてお知らせします。
該当のお客さまには 11 月上旬以降に適用金利を記入の上、下記ご案内のお手紙をお送りいたします。

住所 _____

お名前 _____ 様

2021 年 11 月●日
株式会社東京スター銀行

ローン参照金利変更について（後継金利移行のお知らせ）

謹啓 向寒の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、LIBOR（※1）公表停止に関連し、該当のお客さまには 2020 年 10 月 27 日付（事前のお知らせ）及び 2021 年 4 月 12 日付（移行日延期のお知らせ）にてお伝えいたしました基準金利（※2）の「(調整) 長期プライムレート（※4）」への移行につきまして、2021 年 9 月 29 日付にて移行を完了しましたので、お客さまとのご契約（金銭消費貸借契約証書【借入要項】 基準金利）（★）に基づきご連絡申し上げます。

詳しくは後記をご参照ください。

ご不明点等ございましたら、後記個人ローン事務部まで遠慮なくお問合せください。

引き続き東京スター銀行をご愛顧いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

（※1～※5）は別紙 1「用語のご説明」をご参照ください。

（★）は別紙 2「お客さまとのご契約内容（抜粋）」をご参照ください。

謹白

記

1. 基準金利（参照金利）変更の概要（2021 年 9 月 29 日現在）

お客さまご利用のローンにつきまして、以下の変更をいたしました。

- 基準金利を「LIBOR」から「長期プライムレート±調整幅（調整長プラ）」基準に変更いたしました。
（お客さまの適用金利は次ページをご参照ください。）
- 基準金利は今後も毎年 4 月、10 月の各金利変更日の 2 営業日前の調整長プラに基づき変動いたします。
- 本件に関しまして、お客さまからご提出いただく書面等はございません。

2. 変更後の適用金利

お客さまにつきましては、下記のように移行いたしました。

変更後の適用金利【2021年9月29日現在：調整長プラへ移行】					
お客さまの 適用金利 ③+④		長期プライ ムレート ①	調整幅 ②	調整長期プラ イムレート ① + ② = ③	金利スプレ ッド ④
1.86%	=	1.00%	△1.04%	△0.04%	1.90%

こちらの金利に
移行しました。

ご参考【2021年9月29日現在：LIBOR基準を継続した場合】					
お客さまの 適用金利 ⑤+④		LIBOR ⑤			金利スプレ ッド④
1.86%	=	△0.04%			1.90%

- ① 2021年9月9日現在の当行所定の長期プライムレート金利になります。
- ② 今回の移行に伴い調整した金利幅のことです。
- ③ ①+②の合計
- ④ 当初契約時に決めてあります金利スプレッド（※3）（★1）（上乗せ金利）です。
本項目は変更いたしません。
- ⑤ 約定に基づいた、2021年9月29日（金利変更日の2営業日前）の円 LIBOR6 ヵ月
もの金利になります。
- ⑥ 小数点第3位以下は切捨てとなります。

【Point 1】並行移行を実現するため、マイナス（△）の調整幅（②）を設けて、適用金利が同水準になるように調整いたしました。

【Point 2】今後は、長プラ金利（①）と調整幅（②）による調整を加えた額を調整長プラ（③）とします。

調整幅（②）は固定値としますので、実質的には長プラの金利変動と同じ幅で変動するようになります。

3. 調整幅の決定について

弊行は、「日本円金利指標に関する検討委員会（※5）」の進捗・動向を確認するとともに、市場動向、他行動向等も勘案し慎重に検討を重ねた結果、並行移行方針に決定いたしました。

調整長プラへ移行した今回の適用金利は、LIBOR 継続と仮定したケースと比較して変動のない金利になっております。前記「LIBOR」の欄と「調整長期プライムレート」の欄が同じ金利になっていることをご確認ください。

4. 移行手続き

今回の「金利移行」により基準金利変更の手続きは終了になります。

なお、基準金利は 2021 年 9 月 29 日より調整長プラへ移行しておりますが、実際の返済額の変更は 2021 年 11 月 26 日のご返済からになりますので、予めご了承ください。

※毎月のご返済額につきまして

2021 年 10 月上旬頃に郵送しております「返済のご案内」をご参照ください。

5. お問い合わせ先

■電話でのお問い合わせ先はこちら

東京スター銀行個人ローン事務部 0120-17-0668（受付時間：平日 9:00～17:00）

お問い合わせの際は、お問合せ番号：G02をオペレーターへお伝えください。

■弊行ホームページからのお問い合わせはこちら↓（回答にお時間をいただく場合がございます。あらかじめご了承ください。）

<https://www.tokyostarbank.co.jp/contact/inquiry.html>

「ローンの基準金利変更に関して」と明記いただけますと幸いです。

以上

【用語のご説明】

※1 LIBOR（ライボー）

LIBOR とは、“London Interbank Offered Rate”（ロンドン市場銀行間取引金利）のことで、ロンドン市場の銀行間で取引される貸出金利を一定の基準で集計したものです。短期金利市場の指標金利として日本を含めて世界的に広く認識され、取引に用いられています。当該ローンにおいては、日本円 6 ヶ月ものの金利である「6 ヶ月円 LIBOR」を基準利率として使用しています。

※2 基準金利

変動金利でお借入の場合に、金利変動の基準(参照)としている金利のことを指します。

※3 金利スプレッド

金利の上乗せ幅のことをいいます。

※4 長期プライムレート

長期プライムレートとは、民間金融機関が企業や個人のお客さまに対して、期限 1 年以上の融資をする際に最低限度となる金利（最優遇金利）のことです。

弊行所定の長期プライムレートの利率は、お電話、FAX にてお問い合わせいただくことによりご確認ください。（電話番号：03-3224-8930 FAX 番号：03-3582-7121）

※5 日本円金利指標に関する検討委員会（事務局：日本銀行）

LIBOR が 2021 年末をもって恒久的に公表停止される可能性が高まっていることから、LIBOR の公表停止に備えた対応を中心に各種検討を進めている委員会です。詳しくは、下記サイトをご参照ください。

https://www.boj.or.jp/paym/market/jpy_cmte/index.htm/

【お客さまとのお契約内容（抜粋）】

金銭消費貸借契約証書

★【借入要項】（要旨）

基準金利

各基準金利決定日のロンドン時間午前 11 時時点のテレレート 3750 ページに掲載される 6 ヶ月円 LIBOR の小数点以下 3 位を切捨てた率とします。円 LIBOR とは、英国銀行協会 (British Bankers' Association) のロンドン銀行間貸出金利 (London Inter Bank Offered Rate) をさします。6 ヶ月円 LIBOR が市場においてすぐに調達できるものではなくなった場合にあっては、基準金利は本契約に基づく融資取引に類する融資取引に関して、日本、英国又は米国において多数の融資者が用いる金利と債権者が判断し、かつ債務者に書面をもって通知する金利を意味するものとします。

基準金利決定日

毎年 4 月 1 日及び 10 月 1 日の 2 ロンドン営業日前をいいます。ロンドン営業日とは、英国ロンドンにおいて銀行が営業を行い、かつ銀行間ユーロ円通貨市場と外国為替市場が開かれている日をいいます。

金利変更日

各年の 4 月 1 日及び 10 月 1 日（または 4 月及び 10 月の返済日の翌日）をいいます。ただし、金利変更日が営業日以外の日である場合、前営業日をもって金利変更日とします。